

# 株式会社武富士の会社更生法適用の申立てに対する会長声明

平成22年9月28日に、株式会社武富士（以下「武富士」という）が、東京地方裁判所に、会社更生法適用の申立てを行った。かつて武富士は、貸金業界1位の座に君臨し続けた反面、「盗聴事件」による元会長の逮捕、名誉毀損裁判事件、武富士社員残業代不払い事件や、利用者に対しては、第三者請求、取引履歴改ざん等様々な問題も起こしてきた。

「高金利」、「過剰融資」、「過酷な取り立て」という社会問題を解消するために貸金業法が改正され、業界の適正化が図られようとしている折、このような高金利の貸付で暴利をむさぼった企業が破綻するのは当然であるが、そのために一般市民が更なる痛手を被るようになっては決してならない。

武富士のような大手消費者金融の破綻は初めてであり、潜在的な過払い債権者は200万人を超えと言われている。我々司法書士は、「市民の身近な法律家」として、この武富士の破綻から生じる諸問題はもちろんのこと、多重債務者がいなくなるよう全力で取り組んでいく所存である。

そこで、今後の武富士の更生手続については、過払い債権者はもちろんのこと、残高のある債務者をも保護するよう、とくに下記の点に留意して手続を進めるよう強く求めるものである。

## 記

- 1 過払い債権者への弁済率を高めるためにあらゆる方策をとること。そのためには、経営責任を厳しく追及し、また、会社更生手続にとらわれずに、破産等他の手続への移行も検討すること。
- 2 完済も含め全利用者との取引を自ら引き直し計算すること。
- 3 引き直し計算の結果、残高のある者については、債務者の経済的更生を妨げないよう将来利息を付さずに分割弁済等に応じること。
- 4 引き直し計算の結果、過払いが発生した債権の利用者については、金融機関等の債権よりも、優先的に保護すること。
- 5 顕在化していない過払い債権者に対しても、自ら告知し、倒産手続に参加する機会を確保すること。
- 6 今般の倒産手続への参加等により、利用者の信用情報に不利益な事項を登録しないこと。

以上

平成22年9月30日

宮城県司法書士会  
会長 鈴木 忠夫